新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月21日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（病院）
<table>
<tr><th>市区町村名</th><th>病院の名称</th><th>所　　在　　地</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>南魚沼市</td><td>（略）
南魚沼市立ゆきぐに大和病院
<u>新潟県地域医療推進機構　魚沼基幹病院</u></td><td>南魚沼市浦佐4115
<u>南魚沼市浦佐4132番地</u></td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（病院）
<table>
<tr><th>市区町村名</th><th>病院の名称</th><th>所　　在　　地</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>南魚沼市</td><td>（略）
南魚沼市立ゆきぐに大和病院</td><td>南魚沼市浦佐4115</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行する。